

公益社団法人愛媛県私立学校退職金社団定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）
 - 第 2 章 目的及び事業（第 3 条～第 4 条）
 - 第 3 章 会員（第 5 条～第 10 条）
 - 第 4 章 総会（第 11 条～第 20 条）
 - 第 5 章 役員（第 21 条～第 28 条）
 - 第 6 章 理事会（第 29 条～第 35 条）
 - 第 7 章 資産及び会計（第 36 条～第 42 条）
 - 第 8 章 定款の変更及び解散（第 43 条～第 46 条）
 - 第 9 章 広告の方法（第 47 条）
 - 第 10 章 事務局その他（第 48 条～第 49 条）
 - 第 11 章 補則（第 50 条）
- 附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人愛媛県私立学校退職金社団と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この法人は、会員相互の協力により、愛媛県における私立学校教職員（以下「教職員」という。）の福祉を増進し、資質の向上を図り、もって愛媛県教育の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教職員に対する退職金資金の交付に関すること。
- (2) 教職員に対する研修会への助成に関すること。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号の事業は、愛媛県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する愛媛県内の私立の中学校、高等学校又は中等教育学校の設置者及び私学振興団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会金1万円を添えて理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会が別に定める業務方法書で規定する額の会費を毎月支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出し、理事会の承認を受けることにより退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費の滞納等この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認

- (5) 事業報告の承認
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (7) 不動産の買入れ
- (8) 借入金（その年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）
- (9) 定款の変更
- (10) 業務に関する重要な事項を定めた業務方法書の制定又は改廃
- (11) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (12) 解散及び残余財産の処分
- (13) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第15条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、開催日の1週間（総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは2週間）前までに、当該総会の日時及び場所並びに当該総会に付議すべき事項について書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。

（議長）

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が会員でない場合は、当該総会において会員の中から選出する。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会決議事項等の通知)

第19条 総会の議事の要項及び決議した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(2) この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれるものであってはならない。

(3) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(責任免除)

第28条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会として毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回開催するほか、次に掲げるいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求をしたとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第36条 この法人の資産は、この法人の目的を達成するため、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(費用の支弁)

第37条 この法人の事業遂行に要する経費は、特定資産、入会金、会費、資産運用益等をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
（義務の負担及び権利の放棄）

第41条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の承認を受けなければならない。借入金（その年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局及び職員)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(秘密の保持)

第49条 役員その他この法人の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密事項を在職中及び退職後においても他に漏らしてはならない。

第11章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。ただし、業務に関する重要な事項は業務方法書により定めるものとし、その制定又は改廃については、総会の決議を経なければならない。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。

日野義治

3 この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。

芳野敬三

4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。